

# あきた

## 目次

### 条 例

○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第34号) ..... 2

### 規 則

○秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第30号) ..... 3

○秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第31号) ..... 3

### 公平委規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(第3号) ..... 5

○秋田市職員の苦情処理に関する規則(第4号) ..... 6

### 固評委規則

○秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程(第1号) ..... 6

### 上下水道局管理規程

○秋田市水道局分課および処務規程の一部を改正する規程(第4号) ..... 7

○秋田市水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程(第5号) ..... 10

○秋田市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第6号) ..... 10

○秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程(第7号) ..... 12

○秋田市水道局車両管理規程の一部を改正する規程(第8号) ..... 12

○秋田市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程(第9号) ..... 12

○秋田市水道局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程(第10号) ..... 12

○秋田市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(第11号) ..... 12

○秋田市水道局有料広告取扱規程の一部を改正する規程(第12号) ..... 14

○秋田市水道局職員の細職名に関する規程の一部を改正する規程(第13号) ..... 14

○秋田市水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第14号) ..... 14

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程(第15号) ..... 14

○秋田市水道事業財務規程の一部を改正する規程(第16号) ..... 14

○秋田市水道局工事検査規程を廃止する規程(第17号) ..... 23

○秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程(第18号) ..... 23

○秋田市下水道条例施行規程(第19号) ..... 23

○秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(第20号) ..... 32

○秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程(第21号) ..... 38

○秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(第22号) ..... 42

○秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程(第23号) ..... 51

○秋田市地域下水道条例施行規程(第24号) ..... 60

### 上下水道局訓令

○秋田市水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令(第1号) ..... 68

○秋田市水道局職員就業規程の一部を改正する訓令(第2号) ..... 68

○秋田市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(第3号) ..... 69

○秋田市水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程(第4号) ..... 69

○秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第5号) ..... 69

### 告 示

○粗大ゴミ用証紙売りさばき人の指定について(第106号) ..... 70

○平成17年度固定資産の価格等の登録について(第107号) ..... 70

○一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について(第108号) ..... 70

○秋田市保健所の手数料徴収および収納業務の委託について(第109号) ..... 70

○秋田市保健所の犬等の抑留等に関する業務の委託について(第110号) ..... 70

○秋田市保健所の犬の登録事務の委託について(第111号) ..... 70

○秋田市保健所の狂犬病予防注射済票交付事務の委託について(第112号) ..... 70

○市道路線の区域変更について(第113号) ..... 70

○市道路線の供用開始について(第114号) ..... 71

○秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務の委託について(第115号) ..... 71

○包括外部監査契約の締結について(第116号) ..... 71

○大森山動物園入園料徴収および案内業務の委託について(第117号) ..... 71

- 出納員等への委任等について(第118号) .....72
- チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について(第119号) .....88
- 秋田市勤労者総合福祉センター施設使用料徴収業務の委託について(第120号) .....88
- 秋田市中高齢労働者福祉センター施設使用料徴収業務の委託について(第121号) .....88
- 秋田市勤労者体育センター施設使用料徴収業務の委託について(第122号) .....88
- 秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について(第123号) .....88
- 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について(第124号) .....88
- 平成17年度一般廃棄物処理実施計画について(第125号) ...88
- 平成17年度地籍調査事業の実施について(第126号) .....90
- 粗大ゴミ用証紙売りさばき人の指定について(第127号) ...90
- 結核予防法による医療機関の指定について(第128号) .....90
- 放置自転車等の撤去および保管について(第129号) .....90
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第130号) .....91
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第131号) .....91
- 都市計画の決定について(第132号) .....91
- 都市計画の変更について(第133号) .....91
- 都市計画の変更について(第134号) .....91
- 都市計画の変更について(第135号) .....91
- 胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務の委託について(第136号) .....91
- 地縁団体の認可について(第137号) .....92
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第138号) .....92
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第139号) .....92
- 市道路線の区域変更および供用開始について(第140号) ...92
- 放置自転車等の撤去および保管について(第141号) .....93
- 市立夜間休日応急診療所における使用料等の徴収、収納業務の委任について(第142号) .....93
- 平成17年度地籍調査事業の実施について(第143号) .....93
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第144号) .....93
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について(第145号) .....94
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について(第146号) .....94
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第147号) .....94
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第148号) .....94
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第149号) .....95
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第150号) .....95
- 指定居宅支援事業者の指定について(第151号) .....95

**教 委 告 示**

- 教育委員会定例会の招集について(第9号) .....95

**選 管 告 示**

- 平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者の変更について(第61号) .....96
- 平成17年2月6日執行の秋田市議会議員増員選挙における選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨について(第62号)

- .....96
- 平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者の変更について(第63号) .....105
- 平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者の変更について(第64号) .....106
- 平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者の変更について(第65号) .....106
- 選挙人名簿からの抹消について(第66号) .....106

**上 下 水 道 局 告 示**

- 指定排水設備工事業者の指定について(第5号) .....106
- 出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の指定について(第6号) .....106
- 秋田市上下水道に係る未納整理事務受託者の決定について(第7号) .....106
- 秋田市上下水道事業に係る水道メーター検針事務受託者の決定について(第8号) .....106
- 秋田市上下水道事業に係る水道メーター検針事務等受託者の決定について(第9号) .....107
- 指定給水装置工事業者の指定等について(第10号) .....107

**公 告**

- 道路と駅前広場との兼用工作物の管理の方法について .....107
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について .....107
- 予防接種を行う医師および場所について .....107
- 入札参加希望者の公募について .....108
- 大規模小売店舗の新設に関する届出について .....108
- 入札参加希望者の公募について .....109
- 開発行為に関する工事の完了について .....110
- 入札参加希望者の公募について .....110
- 公売公告 .....111
- 公売公告 .....112
- 秋田都市計画道路の変更に関する図書の写しの縦覧について .....112
- 農用地利用集積計画の策定について .....112
- 開発行為に関する工事の完了について .....112
- 開発行為に関する工事の完了について .....112
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について .....113
- 見積価額公告 .....113
- 見積価額公告 .....113
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について .....113
- 予防接種を行う医師の辞退について .....113

**上 下 水 道 局 公 告**

- 入札参加希望者の公募について .....113
- 要件付一般競争入札の執行について .....114

**条 例**

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第34号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成17年5月1日から平成17年5月31日までの間に限り、別表中「1,190,000円」を「952,000円」に読み替える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第30号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第22号）の施行期日は、平成17年5月1日とする。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第31号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

「第4章 市場施設の使用（第78条～第92条）」

目次中  
第5章 市場運営協議会および市場取引委員会 を  
（第93条～第98条の7）

第6章 雑則（第99条～第107条） 」

「第4章 卸売の業務に関する品質管理（第77条の2）」

第5章 市場施設の使用（第78条～第92条）」

第6章 監督（第92条の2）」

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会（第93条～第98条の8）」

第8章 雑則（第99条～第107条）」

附 則 」

改める。

第6条および第9条第1項中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第3号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第18条第2項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第18条第2項第4号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改める。

第22条第2項中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改める。  
第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の仲卸業者営業報告書には、貸借対照表、損益計算書等の計算書類を添付しなければならない。

第28条第2項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第28条第2項第5号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第2号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改める。

第33条第2項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第33条第2項第3号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第2号中「住民票抄本」を「住民票の写し」に改める。

第35条第2項中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

（卸売業者の業務の規制に関する届出）

第51条の2 条例第38条第1項の規定による届出は、卸売業者の業務の規制に関する届出書によるものとする。

第52条の見出し中「許可申請」を「許可申請等」に改め、同条第2項中「第40条第3項」を「第40条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第40条第3項の規定による承認申請は、卸売の相手方の制限承認申請書（市場間連携）によるものとする。

3 条例第40条第4項の規定による承認申請は、卸売の相手方の制限承認申請書（業者間連携）によるものとする。

第52条に次の1項を加える。

5 条例第40条第6項の規定による届出は、卸売の相手方の制限届出書（市場間連携・業者間連携）によるものとする。

第53条から第55条までを次のように改める。

第53条から第55条まで 削除

第56条第1項中「第42条第2項」を「第41条第2項」に改め、同条第2項中「第42条第4項」を「第41条第4項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第41条第5項の規定による承認申請は、電子商取引承認申請書によるものとする。

4 条例第41条第6項第2号イの規則で定めるものは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 条例別表第4(1)の項および(2)の項に掲げる物品（加工品を除く。） 名称および原産地

(2) 条例別表第4(3)の項に掲げる物品（加工品を除く。） 名称および原産地ならびに養殖の場合はその旨の表示

(3) 条例別表第4(1)の項から(3)の項までに掲げる加工品および同表(4)の項に掲げる加工食料品 名称、原料又は材料、保存の方法、内容量、賞味期限ならびに製造業者等の氏名又は名称および住所

第58条第1項中「あたって」を「当たって」に改め、「第46条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第2項中「立合」を「の立会い」に、「および品質等」を「品質等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子商取引に係る受託物品の確認は、写真等の活用

により、その検査する物品のある場所以外の場所において行うことができる。

第58条第4項中「の規定による」を「又は第2項の規定により、」に、「第1項の確認」を「確認」に改める。

第59条の見出しを「(卸売をした物品の相手方の明示)」に改める。

第60条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「買受人に」を「仲卸業者又は売買参加者に」に、「買受人が」を「当該仲卸業者又は売買参加者が」に、「引取らない」を「引き取らない」に改め、同条第2号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第61条第1項中「、卸売業者」を「卸売業者」に、「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、「引取った」を「引き取った」に改め、同条第2項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第62条中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第63条の見出しを「(卸売業者以外の者からの買入れの許可)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第48条第2項第1号の市長の許可を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第64条の見出し中「許可申請」を「許可申請等」に改め、同条第2項中「第48条第5項」を「第48条第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第48条第4項の規定による承認申請は、卸売業者以外の者からの買入れ(変更)承認申請書によるものとする。

第64条に次の1項を加える。

4 条例第48条第7項の規定による届出は、仲卸業者の買入れ物品販売届出書(市場間連携・業者間連携)によるものとする。

第64条の次に次の1項を加える。

(仲卸業者の業務の規制に関する届出)

第64条の2 条例第49条第1項の規定による届出は、仲卸業者の業務の規制に関する届出書によるものとする。

第67条第2項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第68条中「第55条」を「第55条第1項」に改める。

第70条第2項中「販売開始時刻の30分前」を「せり取引開始時刻の1時間前」に改め、同条第4項中「主要品目販売価格」を「品目ごとの販売価格報告書」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 条例第53条第1項の規定による掲示は、せり取引開始時刻の1時間前までに行わなければならない。

第70条第7項中「前各項」を「第1項、第3項および第5項」に改める。

第71条中「主要品目卸売市況」を「品目ごとの卸売市況」に改める。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条中「第58条第2項」を「第57条第2項」に改める。

第75条の見出し中「承認申請」を「届出」に改め、同条中「第59条第3項」を「第58条第3項」に、「承認申請は、支払猶予の特約承認申請書」を「届出は、支払猶予の特約(変更)届出書」に、「同様」を「、同様」に改める。

第76条第1項中「第60条ただし書」を「第59条ただし書」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第77条中「第61条第2項」を「第60条第2項」に改める。

第6章を第8章とする。

第98条の4に次の1項を加える。

2 委員長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があった場合は、速やかに取引委員会の会議を招集するものとする。第5章中第98条の7を第98条の8とし、第98条の6を第98条の7とし、第98条の5の次に次の1項を加える。

(専門部会)

第98条の6 取引委員会は、取扱品目の部類ごとに、その専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、取引委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の経過および結果を取引委員会に報告するものとする。

5 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 専門部会がその調査審議すべき事項について議決したときは、当該専門部会の議決をもって取引委員会の決定とする。

第5章を第7章とする。

第4章を第5章とし、同章の次に次の1項を加える。

第6章 監督

(財務基準)

第92条の2 条例第71条第2項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本および負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合

(3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

第3章の次に次の1項を加える。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第77条の2 条例第61条第1項の規定により規則で定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、市場のすべての取扱品目の部類について、当該卸売の業務に係る施設(卸売場、仲卸売場および買荷の売場をいう。)ごとに、次のとおりとする。

(1) 卸売場

ア 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度(温度管理機能を有する卸売場に限る。)および品質管理の責任者を定めて市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

イ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(ア) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

(イ) 物品の鮮度および外観、容器の破損および衛生状態等の確認に関すること。

(ウ) 搬入物品が品質低下しない輸送温度の周知徹底に関すること。

(エ) 輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関するこ

と。

- (4) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (5) 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (6) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
- (7) 物品の滞留時間の管理に関すること。
- (8) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
- (9) 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
- (10) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- (11) 条例第46条第2項に規定する検収に関すること。
- (12) 施設等の清潔および衛生の保持に関すること。
- (13) 通い容器を利用する場合の洗浄および殺菌の徹底に関すること。
- (14) その他品質管理の徹底に関すること。

(2) 仲卸売場

ア 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

- (ア) 店舗等の使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、仲卸売場の店舗の見やすい場所にその氏名を掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とすること。
- (イ) 腐敗に結びつく部位および物品ならびに混入した異物の除去により、物品の品質保持を図ること。
- (ロ) 物品の適正な温度管理を行うとともに、低温倉庫および冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- (ハ) 施設、機械器具類等の清潔および衛生の保持を図ること。

(3) 買荷の売場

ア 売買参加者および買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

- (ア) 物品の品質保持のため、施設における滞留時間の短縮を図ること。
- (イ) コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。
- (ロ) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

2 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

別表第4 仲卸業者市場使用料の項中「許可」の次に「又は承認」を加える。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

**公 平 委 規 則**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市公平委員会  
委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「政策調整主幹」を「政策調整主幹 防災主幹」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

行政システム改革室
室長 参事 副参事
秋田市国体準備室
室長 参事 副参事

を

市民協働・地域分権推進室
室長 参事 副参事
男女共生・次世代育成支援室
室長 参事

に、

支所
支所長 副理事 参事 所長補佐
市民サービスセンター
所長 所長補佐

を

支所
支所長 参事 所長補佐
市民サービスセンター
所長 参事

に、

地域センター
寺内地域センター所長 外旭川地域センター所長
御野場地域センター所長 上北手地域センター所長
下北手地域センター所長

を

地域センター
寺内地域センター所長 御野場地域センター所長
上北手地域センター所長 下北手地域センター所長
金足地域センター所長

に、

子ども未来センター
所長 所長補佐
保健所
所長 次長 副理事 課長 参事 課長補佐 副参事

を

子ども未来センター
所長 所長補佐 副参事
保健所
所長 次長 課長 参事 課長補佐 副参事

に、

母子生活支援施設
施設長 副参事
保育所
土崎保育所長

を

保健センター 所長 参事 所長補佐 副参事
--------------------------

母子生活支援施設 施設長
保育所 土崎保育所長 泉保育所長
保健センター 所長 参事 所長補佐

中央卸売市場 市場長 理事 室長 参事
------------------------

中央卸売市場 市場長 理事 室長 室長補佐
--------------------------

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成17年4月13日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

**秋田市公平委員会規則第4号**

秋田市職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第2項第3号の規定に基づき、職員(離職した職員を含む。次条、第4条第1項および第10条において同じ。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出および相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会の事務職員を苦情相談を受けて処理する者(以下「職員相談員」という。)として指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときは、当該事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、秋田市職員の勤務条件に関する措

置の要求に関する規則(昭和26年秋田市公平委員会規則第2号)の規定による措置の要求の受理又は秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和45年秋田市公平委員会規則第1号)第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要および処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職および氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会および任命権者の協力)

第9条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会および任命権者は、苦情相談に係る事務について相互に連携を図りながら協力するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員からの苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 固 評 委 規 則

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市固定資産評価審査委員会

委員長 大 塚 宏 幸

**秋田市固定資産評価審査委員会規則第1号**

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

秋田市固定資産評価審査委員会規程(平成10年秋田市固定資産評価審査委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中「から3か月以内に」を「の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(秋田市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 上下水道局管理規程

秋田市水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

## 秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市水道局分課および処務規程の一部を改正する規程  
秋田市水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局分課および処務規程

第1条中「第4条」を「第4条第3項」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1項中「、室」を削り、「課又はセンター」を「課等」に改め、同項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
総務課	庶務係 企画情報係 経理係 管財係
お客様センター	計量係 精算係 下水道係 収納係 サービス係
給排水課	技術管理係 審査検査係
維持管理課	水道維持係 管路情報係 水道漏水防 止係 下水道維持係 下水道設備係
水道建設課	水道計画係 配水管整備係 受託工事 係
下水道建設課	下水道計画係 汚水整備係 雨水整備 係
浄水課	施設管理係 浄水係 設備係
下水道施設課	管理係 維持係 設備係
水質管理センター	水質係

第2条第2項の表を次のように改める。

名 称	位 置
本 局	秋田市川尻みよし町14番8号
仁井田浄水場	秋田市仁井田字新中島221番地ノ 2
豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地
八橋下水道終末処理場	秋田市八橋本町六丁目12番15号
川口ポンプ場	秋田市榎山登町12番43号

第3条を次のように改める。

（課等の分掌事務）

第3条 課等において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

### 総 務 課

- (1) 事業の基本計画の策定および推進に関すること。
- (2) 財政計画および経営分析に関すること。
- (3) 事業認可に関すること。
- (4) 水源の調査および水利使用に関すること。
- (5) 業務改善に関すること。
- (6) 事業に関する広報および広聴に関すること。
- (7) 事業統計の総括に関すること。

- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 文書の収発、保存および例規、令達に関すること。
- (10) 人事、労務、給与、安全衛生および福利厚生に関すること。
- (11) 研修および出張に関すること。
- (12) 庁舎の維持管理に関すること。
- (13) 予算および決算に関すること。
- (14) 財務に関すること。
- (15) 金銭の出納保管および金融機関に関すること。
- (16) 企業債および一時借入金に関すること。
- (17) 物品および業務委託の入札および契約に関すること。
- (18) 不動産の取得（下水道建設課にかかるものを除く。）、管理および処分に関すること。
- (19) 用地の貸借および補償（施工中の工事に直接起因する補償を除く。）に関すること。
- (20) 資材および物品の検収ならびに貯蔵品の出納保管に関する  
こと。
- (21) 日本水道協会および日本下水道協会に関すること。
- (22) 車両管理および安全運転指導に関すること。
- (23) 局内の連絡調整および他の課等の所管に属しないこと。
- (24) 工事その他の請負契約に関すること。
- (25) 業者の登録に関すること。
- (26) 建設工事の検査および実地指導に関すること。
- (27) 工事に関する技術的な指導および調整に関すること。
- (28) 工事の費用の縮減に関すること。
- (29) 工事の再評価に関すること。

### お客様センター

- (1) 受付業務に関すること。
- (2) 使用水量の計量、調査および認定に関すること。
- (3) 水道料金および下水道使用料（以下「料金等」という。）  
の調定に関すること。
- (4) 水道中止および開閉せんに関すること。
- (5) 料金等の減免に関すること。
- (6) 料金等その他収入金の徴収事務委託に関すること。
- (7) 滞納整理および停水処分に関すること。
- (8) 水道メーターの管理に関すること。
- (9) 下水道の受益者負担金および分担金の賦課、徴収に関する  
こと。
- (10) 料金等の納入通知に関すること。
- (11) 料金等その他収入金の電子計算の運用、管理に関すること。

### 給 排 水 課

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 排水設備工事に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 指定排水設備工事事業者に関すること。
- (5) 水洗化の普及促進に関すること。

### 維持管理課

- (1) 配水量、水圧、水質の管理に関すること。
- (2) 災害対策計画に関すること。
- (3) 陳情および水道施設の寄付受納に関すること。
- (4) 送配水管および附帯施設の維持管理に関すること。
- (5) 水道管路情報管理システムおよび下水道設計支援システム  
に関すること。
- (6) 道路等の占用許可の更新に関すること。
- (7) 漏水防止および応急給水に関すること。
- (8) 作業用機械器具の整備および保管に関すること。

- (9) 下水道管渠および下水ポンプ場等の維持管理に関すること。
- (10) 下水道管渠への物件設置等に関すること。

水道建設課

- (1) 水道基幹施設の整備更新に関すること。
- (2) 配水管の整備に関すること。
- (3) 開発行為の事前協議および審査に関すること。
- (4) 受託工事に関すること。

下水道建設課

- (1) 下水道整備計画に関すること。
- (2) 下水道用地の取得に関すること。
- (3) 下水道施設の建設に関すること。

浄水課

- (1) 浄水場、配水場の維持管理、改良および運転操作に関すること。
- (2) 浄水場の水処理および浄配水場等の塩素滅菌に関すること。
- (3) 送配水計画に関すること。
- (4) 原水、浄水、排水の日常的な水質検査・調査に関すること。
- (5) 電力の需給調整および保安に関すること。
- (6) 薬品等危険物の保安管理に関すること。
- (7) 水源流域の監視に関すること。

下水道施設課

- (1) 公共下水道および地域下水道に係る処理場の維持管理に関すること。
- (2) 特定事業場の監視および指導等に関すること。
- (3) 処理場の水質の管理に関すること。
- (4) 下水道設備の設置に関すること。

水質管理センター

- (1) 原水、浄水、給水栓水、排水等の水質検査・試験に関すること。
- (2) 水源流域及び浄水処理過程等における水質調査および研究に関すること。
- (3) 水質の相談に関すること。
- (4) 水質管理計画に関すること。
- (5) 水質検査機器類の維持管理に関すること。

第3条の次に次の1条を加える。

(課等の所属機関)

第3条の2 河辺地区および雄和地区における業務を行うため、河辺お客様センターを秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2に、雄和お客様センターを秋田市雄和妙法字上大部48番地1に設置する。

2 前項のセンターは、お客様センターに所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 相談受付に関すること。
- (2) 窓口収納に関すること。
- (3) 初期調査に関すること。
- (4) 河辺地区、雄和地区内の水道施設および下水道施設の維持管理に関すること。

第4条第1項中「および係」を「、河辺お客様センター、雄和お客様センターおよび係」に改め、同項の表を次のように改める。

番号	左欄	中欄	右欄
1	局長	局	上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	所長	センター	

4	所長	河辺お客様センター および雄和お客様センター	上司の命を受けて所管の事務を掌理する。
5	係長	係	
6	主事	局、課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター および係	上司の命を受けて、事務を掌る。
7	技師	課等および係	上司の命を受けて、技術を掌る。

第4条第2項中「課等」を「課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター」に改め、同項の表を次のように改める。

番号	左欄	中欄	右欄
1	理事	局	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。
2	次長	局	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
3	技監	局	上司の命を受けて、所管の技術を掌理する。
4	担当室長	局	上司の命を受けて、指定された事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
5	担当課長	局	
6	主席専門検査員	局	上司の命を受けて、重要な建設工事の検査等に関する事務に従事する。
7	参事	局および課等	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。
8	課長補佐	課	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
9	所長補佐	センター	
10	専門検査員	局	上司の命を受けて、建設工事の検査等に関する事務に従事する。
11	副参事	局および課等	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。
12	主席主査	局、課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター および係	上司の命を受けて、局、課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター又は係の重要な事務の一部を分担処理する。
13	主査	局、課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター および係	上司の命を受けて、局、課等、河辺お客様センター、雄和お客様センター又は係の事務の一部を分担処理する。

第7条の見出し中「管守」を「保管」とし、同条中「管守及び使用」を「保管、使用および」に改める。

第8条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第10条中「外」を「ほか」に改める。

附則第3項中「平成13年4月1日」を「平成17年4月1日」に、「次長」を「理事」に改める。



別表を次のように改める。

別表

公 印 の 種 類

公印の種類	ひな形	書体	寸 法	印材	使 用 区 分	保 管 責 任 者	個数
管理者印	(1)	てん書	方 24ミリメートル	木印	管理者名をもって発する文書	総務課長	1
管理者印	(2)	てん書	方 24ミリメートル	木印	管理者名をもって発する契約関係文書	総務課長・契約事務を主管する担当課長が置かれた場合の当該担当課長	各1
管理者印	(3)	てん書	方 30ミリメートル	木印	賞典関係文書	総務課長	1
管理者印	(4)	てん書	方 10ミリメートル	木印	納入通知書、督促状 納入通知書兼領収書	総務課長	1
管理者職務代理者印	(5)	てん書	方 21ミリメートル	木印	管理者職務代理者名をもって発する文書	総務課長	1
局長印	(6)	てん書	方 21ミリメートル	木印	局長名をもって発する文書	総務課長	1
上下水道局印	(7)	れい書	方 24ミリメートル	木印	局名をもって発する文書	総務課長	1
課長・所長印	(8)	てん書	方 18ミリメートル	木印	課長・所長名をもって発する文書	各課・所長	各1
企業出納員印	(9)	てん書	方 18ミリメートル	木印	企業出納員名をもって発する文書	総務課長	1
企業出納員印	(10)	てん書	方 10ミリメートル	木印	納入通知書 納入通知書兼領収書	総務課長	1
現金取扱員領収印	(11)	かい書	直径 15ミリメートル	ゴム印	現金取扱員の発する水道事業収入および下水道事業収入の領収書	各現金取扱員	各1

公 印 の ひ な 形

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
秋 田 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 之 印	管 理 者 之 印 水 道 事 業 秋 田 市 上 下	秋 田 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 局 長 之 印
(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
秋 田 市 上 下 水 道 局 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 局 ○ ○ 課 ( 所 ) 長 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 局 企 業 出 納 員 之 印	秋 田 市 上 下 水 道 局 企 業 出 納 員 之 印	領 収 現 金 取 扱 員  秋 田 市 上 下 水 道 局 第 号	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日において、次の表の左欄に掲げる水道局の職を命じられていた職員は、別に辞令を用いないで、平成17年4月1日をもってそれぞれ同表右欄に掲げる上下水道局の職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
サービスセンター所長	お客様センター所長
営業課参事	お客様センター参事
営業課長補佐	お客様センター所長補佐
サービスセンター所長補佐	
水質管理センター所長補佐	水質管理センター所長補佐
総務課庶務係長	総務課庶務係長
総務課企画係長	総務課企画情報係長
総務課経理係長	総務課経理係長

総務課管財係長	総務課管財係長
営業課計量第一係長	お客様センター計量係長
営業課料金係長	お客様センター収納係長
サービスセンターサービス係長	お客様センターサービス係長
給水課給水係長	給排水課技術管理係長
給水課指導係長	給排水課審査検査係長
配水課維持係長	維持管理課水道維持係長
配水課管路情報係長	維持管理課管路情報係長
建設課建設第一係長	水道建設課水道計画係長
建設課建設第二係長	水道建設課配水管整備係長
建設課受託工事係長	水道建設課受託工事係長
浄水課運転係長	浄水課浄水係長
水質管理センター水質係長	水質管理センター水質係長
総務課主席主査	総務課主席主査
営業課主席主査	お客様センター主席主査
サービスセンター主席主査	
給水課主席主査	給排水課主席主査
配水課主席主査	維持管理課主席主査
建設課主席主査	水道建設課主席主査
浄水課主席主査	浄水課主席主査
水質管理センター主席主査	水質管理センター主席主査
総務課主査	総務課主査
営業課主査	お客様センター主査
サービスセンター主査	
給水課主査	給排水課主査
配水課主査	維持管理課主査
建設課主査	水道建設課主査
浄水課主査	浄水課主査
水質管理センター主査	水質管理センター主査

3 平成17年3月31日において、次の表の左欄に掲げる水道局の課又はセンターに勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、平成17年4月1日をもってそれぞれ同表右欄に掲げる上下水道局の課又はセンターに勤務を命じられたものとする。

左 欄	右 欄
総務課	総務課
営業課	お客様センター
サービスセンター	
給水課	給排水課
配水課	維持管理課
建設課	水道建設課
浄水課	浄水課
水質管理センター	水質管理センター

秋田市水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

**秋田市上下水道局管理規程第5号**

秋田市水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

秋田市水道局庁舎等管理規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**秋田市上下水道局庁舎等管理規程**

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「水道事業」を「水道事業、簡易水道事業および下水道事業」に、「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第3条第2項中「所管課長」を「所管課所長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

**秋田市上下水道局管理規程第6号**

秋田市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

秋田市水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**秋田市上下水道局事務決裁規程**

第1条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第2条第5号中「水道局」を「上下水道局」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 課長 処務規程第4条第1項に規定する課長および所長（処務規程第4条第1項の表第4号の所長を除く）並びに処務規程第4条第2項に規定する担当室長および担当課長をいう。

第2条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 副参事 処務規程第4条第2項に規定する副参事をいう  
第4条の表管理者の項中「局長」を「局長又は理事」に改め、同表課長の項中「又は課長補佐」を「課長補佐又は副参事」に改める。

第7条第1号中「水道事業」を「水道事業、簡易水道事業および下水道事業」に改め、同条第11号中「課長」を「局長」に改める。

第8条を次のように改める。

**（課長専決事項）**

第8条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

課長共通専決事項 別表第1に定めるもの。

総務課長専決事項 別表第1および別表第2に定めるもの。

お客様センター所長専決事項

(1) 水道料金および下水道使用料（以下「料金等」という。）の徴収事務委託に関する事。

(2) 給水停止処分および解除に関する事。

(3) 料金等の分割納入に関する事。

(4) 水量の認定に関する事。

(5) 料金等の過誤納金の還付に関する事。

(6) 水道メーターの管理に関する事。

(7) 料金等の電子計算事務委託に関する事。

(8) 下水道事業受益者負担金および分担金の徴収猶予に関する事。

**給排水課長専決事項**

(1) 給水装置工事の審査および検査に関する事。

(2) 指定給水装置工事業者の指定に関する事。

(3) 排水設備等の計画の確認に関する事。

(4) 指定排水設備工事業者の指定に関する事。

維持管理課長専決事項

- (1) 送配水管等の維持管理に関する事。
- (2) 配水管の水圧調整および応急給水に関する事。
- (3) 漏水防止に関する事。
- (4) 職員の作業配置に関する事。
- (5) 作業機器の保守に関する事。
- (6) 消火栓の使用に関する事。
- (7) 送配水管等の修繕および精算に関する事。
- (8) 直管工事の精算に関する事。
- (9) 1件の金額が、5万円以下の漏水事故等の示談に関する事。

(10) 下水道管渠への物件設置許可に関する事。

水道建設課長専決事項

- (1) 各施設の建設および改良工事の設計、施工および精算に関する事。
- (2) 送配水管工事の設計、施工および精算に関する事。
- (3) 受託工事の設計、施工および精算に関する事。
- (4) 1件の金額が、5万円以下の工事補償に関する事。

浄水課長専決事項

- (1) 取水施設、浄配水場等施設の維持管理に関する事。
- (2) 電力の需給調整および調査に関する事。
- (3) 塩素滅菌および薬品処理に関する事。
- (4) 浄水場職員の定期健康診断に関する事。
- (5) 取水施設、浄配水場等施設の改良ならびに修理工事の設計、施工および精算に関する事。

下水道施設課長専決事項

- (1) 特定施設の届出に関する事。

水質管理センター所長専決事項

- (1) 水質検査機器類の維持管理に関する事。
- (2) 原水、浄水、給水栓水、排水等の検査・試験および調査・研究に関する事。
- (3) 定期水質検査の報告に関する事。
- (4) 水質検査機器類の修繕および精算に関する事。

附則第3項中「平成5年4月1日」を「平成17年4月1日」に改め、「規定の」を削り、「第7条の2（見出しを含む）」を「第4条、第7条の2（見出しを含む）、別表第1および別表第2」に、「次長又は技監」を「理事」に改める。

別表第1中「一第8条」を「、第8条」に改め、第25号を第26号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同表中

(4) 職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張命令に関する事。	○		
(5) 法令に基づく各種統計調査に関する事。	○		
(6) 収入の調定に関する事。	○		
(7) 水道料金等の減免ならびに還付および充当に関する事。	○		

を

(4) 次長（相当職を含む。）および課長（相当職を含む。）の出張に関する事。	○		
(5) 職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張に関する事。		○	
(6) 法令に基づく各種統計調査に関する事。	○		

に

(7) 水道料金および下水道使用料の減免、還付および充当に関する事。	○		
(8) 下水道の受益者負担金および分担金の減免に関する事。	○		

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2、第8条関係）

1 財務に関する専決区分（次項に掲げる専決事項を除く。）

専決事項	決裁権者	
	局長	総務課長
(1) ア 義務経費		○
イ 物品の購入および修理	500万円未満	100万円未満
ウ 工事の起工および契約	2,000万円未満	500万円未満
エ 一般経費	500万円未満	100万円未満
オ 寄付金、負担金、補助および交付金	200万円未満	
カ 作業員賃金	200万円未満	50万円未満
キ 会議費	20万円未満	5万円未満
(2) ア 義務経費		○
イ 物品の購入および修理	100万円以上	100万円未満
ウ 工事の起工および契約	500万円以上	500万円未満
エ 一般経費	100万円以上	100万円未満
オ 寄付金、負担金、補助および交付金	○	
カ 作業員賃金	50万円以上	50万円未満
キ 会議費	5万円以上	5万円未満
(3) 処分		
ア 不用物品	50万円未満	20万円未満
イ 動産、不動産	50万円以上	50万円未満
(4) 貸借		
ア 財産（年額換算）	50万円未満	30万円未満
イ 物品	50万円未満	30万円未満
(5) 予算費目の流用	30万円未満	20万円未満
(6) 予備費の充当	10万円未満	

2 契約方法、業者選定および契約締結伺いに関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	総務課長
(1) 工事請負に関する契約	3,000万円未満	130万円未満
(2) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約	1,000万円未満	50万円未満
(3) 工事請負に関する契約締結伺い		○
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約締結伺い		○

備考 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

**秋田市上下水道局管理規程第7号**

秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程  
秋田市水道料金等徴収事務委託規程（平成6年秋田市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「秋田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第17条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局車両管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

**秋田市上下水道局管理規程第8号**

秋田市水道局車両管理規程の一部を改正する規程  
秋田市水道局車両管理規程（昭和56年秋田市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局自動車管理規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に、「に属する」を「が所有する」に改め、「および原動機付自転車（以下「車両」という。）」を削る。

第2条第1号中「車両」を「自動車」に、「に定める」を「第9号に規定する」に改め、「および原動機付自転車」を削り、同条第3号を削る。

第3条第1項中「車両」を「自動車」に改め、同条第2項中「車両」を「自動車」に、「各課」を「各課所」に、「各課長」を「各課所長」に改め、同条第3項中「車両ごとに運転責任者を決め」を「自動車の適正な管理に努め」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「車両」を「自動車」に改め、同項第3号中「車両」を「自動車」に改め、同項第4号中「運行管理者」を「総務課長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 運行管理者は、自動車ごとに運転責任者を決め、自動車の清掃、点検および運行管理者が必要と認める業務を行わせるものとする。

第4条第1項中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条第2項中「、運転者の教育および指導、」を「並びに自動車を使用する者（以下「運転者」という。）の教育、指導および」に、改め、「整備管理者および」を削り、「車両」を「自動車」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「車両」を「自動車」に改め、同条第1項中「車両を使用する者（以下「運転者」という。）」を「自動車を使用しようとする者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、執務時間外において緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第6条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「車両」を「自動車」に、「安全運転管理者」を「運行管理者」に改め、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（鍵の保管）

第7条 運転者は、自動車を格納したときは、その自動車の鍵を運行管理者又は宿日直者に返却しなければならない。

第8条を削る。

第9条中「または」を「又は」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「車両」を「自動車」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

**秋田市上下水道局管理規程第9号**

秋田市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程  
秋田市水道局文書取扱規程（昭和57年秋田市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局文書取扱規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条第1項中「、室」を削り、同条第2項中「、室長」を削る。

第15条第2項中「または」を「又は」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

**秋田市上下水道局管理規程第10号**

秋田市水道局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程

秋田市水道局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程（平成8年秋田市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局聴聞および弁明の機会の付与に関する規程

本則中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

**秋田市上下水道局管理規程第11号**

秋田市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

秋田市水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程

目次中「分界点」を「分界」に、「雑則」を「整備その他」に

改める。

第1条中「第74条第4項において準用する法第52条第1項」を「第42条第1項」に、「秋田市水道局」を「施設の」に改める。

第2条の見出しを「法令および規程の遵守」に改める。

第4条第1項第1号中「および場長」を削り、同項第2号中「保安監督の職務」を「保安の監督の業務」に改め、同項第3号中「保安業務担当区分」を「保安業務担当区分および分掌」に改め、同条第2項中「およびその分掌」を削る。

第5条第2項中「所轄官庁」を「所管官庁」に、「検査」を「検査および審査」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係がある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

第6条第1項中「上司」を「所管課長」に、「保安業務を監督」を「電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督の業務を総括するもの」とに改め、同条第2項中「職務」を「業務」に改める。

第8条第2項中「の不在」を「が不在」に、「職務」を「業務」に改める。

第9条第1項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 病気により欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認められた場合
- (2) 法令又はこの規程に定められるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められた場合

第9条第2項中「されることがない」を「されないものとする」に改める。

第12条第1項中「建設工事計画」を「設置、改造等の工事計画」に改め、同条第2項中「保守工事」を「補修工事」に、「立案しなければ」を「立案し、所管課長の承認を求めなければ」に改める。

第13条第3項第1号中「作業用機械器具」を「作業用機械器具等」に改め、「について」を削り、同項第4号中「指定」を「指

名」に改め、同項第5号中「検査」を「測定」に改める。

第17条第2項中「とらなければ」を「講じなければ」に改める。

第18条中「とる」を「講ずる」に改める。

第20条第1項中「3年以上」を「5年間」に改め、同項第3号中「電気事故の記録」を「電気事故記録」に改め、同項第4号中「保守工事および停電時間記録」を「停電時間記録」に改め、同項第5号中「運転記録」を「補修工事記録」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 運転記録

第20条第2項中「保守工事」を「補修工事」に改める。

「第9章 責任の分界点」を「第9章 責任の分界」に改める。

第21条を次のように改める。

(責任の分界点)

第21条 電気事業者との電気工作物に係る保安上の責任分界点および財産分界点は、設置箇所の電力需給契約書等に定めるものとする。

第22条中「定める」を「定めるものとする」に改める。

「第10章 雑則」を「第10章 整備その他」に改める。

第26条を次のように改める。

(細則の制定)

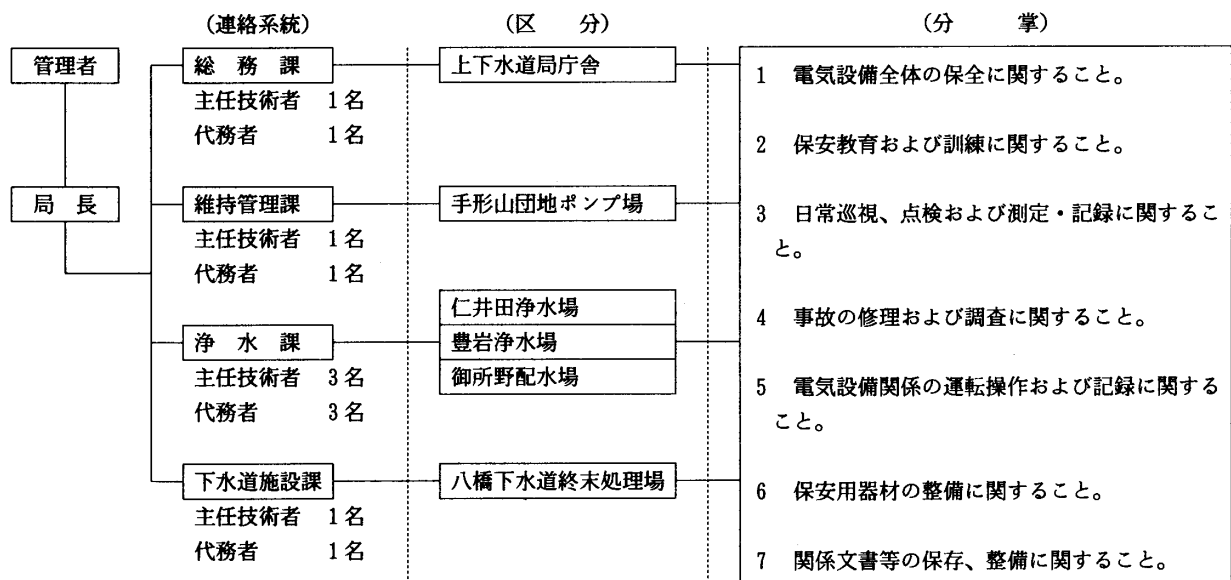
第26条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を定めるものとする。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

施設の名称	施設の所在地
仁井田浄水場	秋田市仁井田字新中島221番地の2
豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地
上下水道局庁舎	秋田市川尻みよし町14番8号
手形山団地ポンプ場	秋田市手形字大沢333番地
御所野配水場	秋田市御野場下堤二丁目1番1号
八橋下水道終末処理場	秋田市八橋本町六丁目12番15号

別表第2（第4条関係）



(注) ——— は、指揮命令系統を示す。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局有料広告取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
秋田市上下水道局管理規程第12号

秋田市水道局有料広告取扱規程の一部を改正する規程  
秋田市水道局有料広告取扱規程（平成16年秋田市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局有料広告取扱規程

第1条中「秋田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市水道局職員の細職名に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
秋田市上下水道局管理規程第13号

秋田市水道局職員の細職名に関する規程の一部を改正する規程

秋田市水道局職員の細職名に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局職員の細職名に関する規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
秋田市上下水道局管理規程第14号

秋田市水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
秋田市上下水道局管理規程第15号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水

道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第6条各号を削る。

第10条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市水道事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
秋田市上下水道局管理規程第16号

秋田市水道事業財務規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業財務規程（昭和41年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市水道事業および下水道事業財務規程

目次中「第33条」を「第32条の2」に、「第84条」を「～第84条の2」に改める。

第1条中「秋田市水道事業」を「秋田市水道事業および下水道事業」に改める。

第4条第2項中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第5条第3号中「水道料金」を「水道料金および下水道使用料」に改める。

第9条を次のように改める。

（出納機関等の設置）

第9条 事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を、水道事業については秋田市水道事業出納取扱金融機関とし、また、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を、水道事業については秋田市水道事業収納取扱金融機関および下水道事業については秋田市下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納機関」という。）とする。

第17条第2項中「別表」を「水道事業については別表第1に、下水道事業については別表第2」に改める。

第3章第3節中第33条の前に次の2条を加える。

（支出負担行為の原則）

第32条の2 支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為の書に必要な書類を添えて、所定の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、支出負担行為の兼命令書により支出命令の手続きと併せて行うことができる。

- (1) 報酬、給料、手当その他これに類するもの
- (2) 電気料、水道料、下水道使用料、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、ガス使用料、電話料、し尿ごみ処理手数料、テレビ聴視料、電波利用料及び賃貸借契約に基づく賃借料等定期に支出するもの
- (3) 郵便料及び郵便振替料金
- (4) 新聞代（特殊なものを除く。）、定期購読図書代、加除式図書の追録代、洗濯代、寝具類の消毒代、写真現像焼付代ならびに図面その他の文書の複写料および焼付料
- (5) 単価契約している物品、役務および委託料その他これらに類するもの
- (6) 企業債元利償還金

(7) 共済組合負担金、社会保険料および自動車損害賠償責任保険料  
 (8) 自動車重量税  
 (9) 諸払戻金  
 (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたもの  
 (支出負担行為書)  
 第32条の3 契約締結のとき又は請求されたとき等の支出額が決定した場合は、支出負担行為書を作成しなければならない。  
 第37条中「第12号」を「第15号」に改める。  
 第57条中「次の」を「水道事業の業務執行上必要な次の」に改める。  
 第59条中「事業」を「水道事業」に改める。  
 第84条の次に次の1条を加える。

(物品の管理)  
 第84条の2 課長は、たな卸資産以外の物品を適正に管理しなければならない。  
 第91条を次のように改める。  
 第91条 削除  
 第115条を次のように改める。  
 (契約および検収)  
 第115条 事業の業務に関する売買、貸借、請負その他の契約および検収については、法令その他別に定めがあるもののほか、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)および秋田市建設工事検査規程(昭和56年訓令第6号)の例による。  
 別表を別表第1とし同表の次に次の1表を加える。

別表第2

勘 定 科 目 表

収益勘定

款	項	目	節	説 明
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料 他会計負担金 受託事業収益	受託工事収益 その他受託事業収益	主たる営業活動から生ずる収益
		その他の営業収益	手数料 雑収益	証明手数料等
	常業外収益	受取利息および配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		他会計負担金 他会計補助金 補助金 雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	不用品の売却代金
特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		当年度の経常的収益から除外すべき収益 固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの	

費用勘定

款	項	目	節	説 明
下水道事業費用	営業費用	管渠費	給料	主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持管理に要する費用 職員の本給

			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賃金	臨時職員および人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
			旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務および工事に用消耗品費
			燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	施設維持管理業務委託、保守点検委託料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費
			薬品費	汚水の沈澱および滅菌に要する薬品費
			厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
			工事請負費	
			補償費	補償金、賠償金、見舞金等
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			路面復旧費	下水道管の修理等による道路法に定められた道路の修繕費
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費および伝票、帳簿等の製本費
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			負担金	関係団体の会費負担金、維持管理負担金等
			公課金	自動車重量税等
			手数料	クリーニング料等
			雑費	
		ポンプ場費		中継ポンプ場の維持管理に要する費用
			給料	
			手当等	
			賃金	
			法定福利費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			食糧費	
			通信運搬費	
			委託料	
			修繕費	
			動力費	
			薬品費	
			厚生福利費	
			工事請負費	



		<p>処理場費</p>	<p>補償費                  材料費                  路面復旧費                  賃借料                  印刷製本費                  保険料                  負担金                  公課金                  手数料                  雑費</p> <p>給料                  手当等                  賃金                  法定福利費                  旅費                  被服費                  備消耗品費                  燃料費                  光熱水費                  食糧費                  通信運搬費                  委託料                  修繕費                  動力費                  薬品費                  厚生福利費                  工事請負費</p>	<p>処理場の維持管理に要する費用</p>
		<p>受託事業費</p>	<p>補償費                  材料費                  路面復旧費                  賃借料                  印刷製本費                  保険料                  負担金                  公課金                  手数料                  雑費</p> <p>給料                  手当等                  賃金                  法定福利費                  旅費                  被服費                  備消耗品費                  燃料費                  光熱水費                  食糧費                  通信運搬費                  委託料                  修繕費                  動力費                  薬品費</p>	<p>排水設備の新設又は修繕等の受託工事に要する費用</p>

		厚生福利費 工事請負費 補償費 材料費 路面復旧費 賃借料 印刷製本費 保険料 公課金 手数料 雑費	
	流域下水道費	負担金	流域下水道の維持管理負担金
	業務費		下水道使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用
		給料 手当等 賃金 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 食糧費 通信運搬費 委託料 修繕費 厚生福利費 補償費 賃借料 印刷製本費 保険料 負担金 公課金 手数料 補助金 調査費 雑費	
	総係費		事業活動の全般に関連する費用
		給料 手当等 賃金 退職給与金 法定福利費 旅費 研修費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 食糧費 通信運搬費 委託料	職員に対して支払う退職手当、退職年金および退職一時金  職員の研修に要する費用

			修繕費 厚生福利費 補償費 賃借料 印刷製本費 交際費 保険料 交通費 広告宣伝費 行事費 負担金 公課金 諸謝金 手数料 報償費 補助金 調査費 雑費	
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	地方公営企業法施行規則第6条、第8条および第9条の規定による償却費 建物、構築物、機械および装置、車両運搬具、工具、器具および備品等の償却額 水利権、借地権、地上権、特許権および施設利用権の償却額
		資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費
	営業外費用	その他営業費用	雑損失	上記以外の営業費用  企業および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債取扱諸費	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		繰延勘定償却	企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 控除対象外消費税額償却	繰延勘定の償却額
		雑支出	不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品の原価
	特別損失	固定資産売却損		当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他特別損失		

資産勘定				
款	項	目	節	説 明
固定資産	有形固定資産	土地	事務所在地	土地、建物、構築物、機械、器具および備品等 事業敷地および公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費および測量の合計額 本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地
			施設用地	処理場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む）
その他土地				
立木 建物		事務所用建物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物 本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物を含む。	
		施設用建物	処理場等の作業施設の要に供されている建物	
		その他建物		
建物減価償却累計額				
構築物		排水設備	管渠、沈砂池等土地に定着する土木施設又は工作物	
		処理設備	管渠、人孔等 処理場等における土地に定着する土木施設又は工作物	
		その他構築物		
構築物減価償却累計額				
機械および装置		電気設備	機械、装置およびコンベヤ等の運搬設備ならびにこれらの附属品 電動機、変圧器および所内配電設備	
		内燃設備	自家発電のための内燃設備	
		ポンプ設備	ポンプおよびこれに直結し、分離しがたい電動機等の電機設備	
		滅菌設備	塩素投入装置等	
		その他機械装置		
			自動車、その他の陸上運搬具	
機械および装置減価償却累計額				
車両運搬具				
車両運搬具減価償却累計額				
工具器具および備品				
工具、器具および備品減価償却累計額				
建設仮勘定				
その他有形固定資産				
その他有形固定資産減価償却累計額				
無形固定資産				
				有価取得した借地権、地上権、施設利用権

流動資産	投資	借地権	等 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利		
		地上権	民法第269条に規定する権利		
		施設利用権			
		電話加入権			
		その他無形固定資産			
		その他無形固定資産			
		減価償却累計額			
		投資有価証券	証券取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの		
		出資金			
		長期貸付金			
流動資産	現金、預金	現金	現金、当座預金支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替、証書および郵便振替貯金証書等		
		預金	貸借対照表日から起算して1年内に期限が到来する定期預金および普通預金等		
		未収金	営業活動に係る収益の未収入額		
		営業未収金			
		営業外未収金			
		その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金		
		有価証券	一時的所有を目的とする有価証券		
		短期貸付金			
		一般貸付金			
		他会計貸付金			
流動資産	前払費用	職員貸付金	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照日から起算して1年以内に費用になるもの		
		前払保険料			
		その他前払費用			
		前払金	物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属してないもの		
		その他流動資産			
		仮払消費税及び地方消費税			
		その他流動資産			
		繰延勘定	繰延勘定	仮払消費税及び地方消費税	将来の事業年度に影響する営業経営およびその他翌事業年度以降に繰り延べて整理する必要のある損金
				企業債発行差金	
				開発費	新技術の採用、経営組織の改善等に要した経費でその効果が翌年度以降におよぶもの
退職給与金	退職給与金が多額で1事業年度の収益に負担させることが困難なもの				
試験研究費	汚水浄化方法の新研究、新技術の発見等のために要した経費				
災害損失	災害による事業用資産の巨額の損失でその事業年度に負担させることができないもの				

	控除対象外消費税			地方公営企業法施行規則第10条の2の規定によるもの
<b>負債勘定</b>				
<b>款</b>	<b>項</b>	<b>目</b>	<b>節</b>	<b>説 明</b>
固定負債	企業債			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債
	他会計借入金			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
流動負債	引当金	退職給与引当金		将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当および退職一時金の支払に充てるための引当額
		修繕引当金		将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
	その他固定負債			上記以外の固定負債
	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年内に返還又は支払を要するもの
	未払金	営業未払金		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまたその支払を終らないもの営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業の未償還等上記以外の未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金	営業前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終らないもの前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
		その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債	
<b>資本勘定</b>				
<b>款</b>	<b>項</b>	<b>目</b>	<b>節</b>	<b>説 明</b>
資本金	自己資本金			企業開拓の時における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債、基金の合計額を控除した額
	借入資本金	企業債		建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債
		他会計借入金		建設又は改良に要する資金に充てるために他会計からの繰入金で繰りもどしを要するもの

剰余金	資本剰余金	再評価積立金	資産の再評価を行なった場合における再評価価格から再評価以前の帳簿価額を控除した額から再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額 贈与を受けた財産の評価額 建設又は改良に要する資金に充てるための負担金 建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金 建設又は改良に要する資金に充てるための補助金
		受贈財産評価額 負担金	
		寄附金	建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
		補助金	建設又は改良に要する資金に充てるための補助金
	利益剰余金	その他資本剰余金	
		減債積立金	法第32条第1項、令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積みたてた額 法第32条第1項、令第24条第2項および第3項の規定により積みたてた額
		利益積立金	
		その他積立金	
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益金（又は純損失）の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）
			当年度純利益（当年度純損失）

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道局工事検査規程を廃止する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市上下水道局管理規程第17号

秋田市水道局工事検査規程を廃止する規程

秋田市水道局工事検査規程（昭和59年秋田市水道事業管理規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市上下水道局管理規程第18号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「水道事業の管理者（以下「管理者」という。）」

を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程をここに公布する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市上下水道局管理規程第19号

秋田市下水道条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水設備の設置義務）

第2条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定による排水設備は、公共下水道の供用開始の公示の日から3月以内にななければならない。

（排水設備等の設置基準）

第3条 条例第2条第1項の規定により管理者が定める基準は、次によるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) まずは、内径又は内径のり150ミリメートル以上とし、排水

- きよの大きさおよび埋設の深度に応じたものとする。
- (2) ごみよけ装置は、台所、浴室、洗濯場その他下水の流通を妨げるものを排出するおそれのある箇所に設けること。
- (3) 沈砂装置は、洗車場等で土砂およびこれに準ずるものを多量に排出する箇所に設けること。
- (4) 取付管に接続する場合は、汚水ますをもって取付管に接続すること。
- (5) 管きよに接続する場合は、汚水ますおよび取付管をもって管きよに接続すること。

(排水設備等の計画の確認)

第4条 条例第3条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号による図書を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図(縮尺300分の1以上)
- (3) 縦断面図(縮尺横は計画平面図に準じ、縦は100分の1以上)
- (4) 構造詳細図(縮尺20分の1以上)
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、条例第3条第1項の規定による確認をしたときは、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

3 条例第3条第2項により確認事項を変更しようとする者は、排水設備工事計画変更届(様式第3号)に第1項各号に掲げる図書のうち管理者が必要とする図書を添えて、管理者に提出しなければならない。

4 排水設備工事を取りやめる者は、排水設備工事計画取りやめ届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(排水設備等の工事の完了届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届(様式第5号)によるものとする。

2 条例第4条第2項に規定する検査済証は、排水設備工事検査済証(様式第6号)によるものとする。

(除害施設の設置等の届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、除害施設設置等届(様式第7号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第7条 条例第9条の規定により使用を開始した者は、公共下水道使用届(様式第8号)を、使用を休止し、もしくは廃止し、または再開した者は、公共下水道休止等届(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事その他の理由により一時的に

公共下水道を使用する者は、その使用開始前までに公共下水道一時使用等届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。一時使用を廃止したときも同様とする。

(異動の届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、公共下水道使用者異動届(様式第11号)によるものとする。

(排除汚水量の認定)

第9条 条例第13条第1項第2号に規定する水道水以外の水による排除汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家事用に使用する場合においては、1世帯1月につき15立方メートルとする。ただし、使用水を水道水と併用する場合においては、1世帯1月につき12立方メートルとする。
- (2) 家事用以外に使用する場合においては、人員、業態、水の使用状況その他の事情を勘案して定める水量とする。
- (3) 動力式揚水設備で計量のための装置が設置されている場合は、前号の規定にかかわらず、その使用水量とする。

(区域の変更に係る使用料の適用)

第10条 処理区域以外の区域が処理区域となった場合における条例別表に定める処理区域に係る使用料の適用については、処理区域以外の区域が処理区域となった日の属する月の翌月から3月を経過した月分の使用料からとする。

(使用水又は種別の変更)

第11条 条例別表に定める使用水又は種別を変更する場合は、使用水変更届(様式第12号)を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第17条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道使用料減免決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

3 減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に秋田市下水道条例施行規則(昭和42年秋田市規則第9号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

□□□□□□□□

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

印

排水設備工事計画  
水洗便所改造資金助成金交付  
を下記のとおり申請します。



確 認 番 号	※ 第 号	確 認 年 月 日	※平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
施 工 業 者	印	責 任 技 術 者	印
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 改 造 (便槽 槽) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 (浄化槽 槽)		
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 個 人 <input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 ( 戸) <input type="checkbox"/> 会 社 等 <input type="checkbox"/> ア パ ー ト <input type="checkbox"/> 建 売 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( ) ( 世 帯)		
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水 道 水 <input type="checkbox"/> 井 戸 水 等 <input type="checkbox"/> 併 用 ( )		
助 成 制 度 区 分	<input type="checkbox"/> 助 成 金 円 <input type="checkbox"/> 融 資 円		
工 事 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

(注)※印の欄は、記入しないで下さい。

排水設備工事同意欄 (この欄は、申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合に記入して下さい。)

住 所	氏 名	所有区分
	印	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地
	印	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地

様式第2号 (第4条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書



申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
施 工 業 者	印	責 任 技 術 者	印
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 改 造 (便槽 槽) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 (浄化槽 槽)		
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 個 人 <input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 ( 戸) <input type="checkbox"/> 会 社 等 <input type="checkbox"/> ア パ ー ト <input type="checkbox"/> 建 売 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( ) ( 世 帯)		
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水 道 水 <input type="checkbox"/> 井 戸 水 等 <input type="checkbox"/> 併 用 ( )		
助 成 制 度 区 分	<input type="checkbox"/> 助 成 金 円 <input type="checkbox"/> 融 資 円		
工 事 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

上記の計画を確認したので通知します。

上記の計画について助成金を (交付する・交付しない) ことと決定したので通知します。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第3号(第4条関係)

排水設備工事計画変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 印

下記のとおり排水設備工事計画を変更したいので届け出します。  
記

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 改 造 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 <input type="checkbox"/> そ の 他 (       )		
施 工 業 者			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 排水管経路等 ( <input type="checkbox"/> 計画平面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 ) <input type="checkbox"/> 工期の延長 <input type="checkbox"/> 申請者の住所・氏名 <input type="checkbox"/> その他 (       )		
	変 更 前		
	変 更 後		
	理 由		

様式第4号(第4条関係)

排水設備工事計画取りやめ届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 印

下記の排水設備工事計画を取りやめますので届け出します。  
記

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 改 造 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 <input type="checkbox"/> そ の 他 (       )		
理 由			

様式第5号 (第5条関係)

排水設備工事完了届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

印

確 認 番 号	第	号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市			
施 工 業 者		印	責 任 技 術 者	印
	電話番号			
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 改 造 (便槽 槽)		<input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 (浄化槽 槽)	
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 個 人 <input type="checkbox"/> 会 社 等	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> ア パ ー ト	<input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 建 売	<input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水 道 水 <input type="checkbox"/> 井 戸 水 等	<input type="checkbox"/> 併 用 ( )		

工 事 完 了 年 月 日	平成 年 月 日
---------------	----------

工 事 精 算 額	円
-----------	---

- (注) 1 融資あっせん制度を利用している場合は、請求書 (コピー可) を添付してください。  
2 工事の完了した日から5日以内に届け出をしてください。

工 事 完 了 検 査	
検 査 日	平成 年 月 日
検 査 員	印

様式第6号 (第5条関係)

排水設備工事検査済証

平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

下記の排水設備工事は、検査に合格したことを認めます。

記

確 認 番 号	
確 認 年 月 日	
設 置 場 所	
工 事 種 別	
検 査 年 月 日	

様式第7号 (第6条関係)

除害施設設置等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

秋田市下水道条例第7条の規定により、除害施設の（設置・休止・廃止・変更）について届け出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
※工場又は事業場の概要	別紙のとおり
※除 害 施 設 の 構 造	別紙のとおり
※除害施設の使用の方法	別紙のとおり
※汚 水 の 処 理 の 方 法	別紙のとおり
理 由	

(注)※印の欄については、別紙に記載し、できる限り図面、表等を添付してください。

様式第8号 (第7条関係)

公共下水道使用届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 印  
電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始します。

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
施 工 業 者	電話番号	責 任 技 術 者	
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 改 造 (便槽 槽) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 (浄化槽 槽)		
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 個 人 <input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 ( 戸) <input type="checkbox"/> 会 社 等 <input type="checkbox"/> ア パ ー ト <input type="checkbox"/> 建 売 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( ) ( 世 帯)		
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用 ( )		
給 水 装 置	メーター数 ( 個) メーター番号 ( )		

使 用 開 始 年 月 日	平成 年 月 日
---------------	----------

お客様番号	徴 収 月	次回検針月
	偶 ・ 奇	

様式第9号（第7条関係）

公共下水道休止等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

下記により公共下水道の使用の（休止・廃止・再開）を届け出します。

記

設 置 場 所	秋田市
お 客 様 番 号	
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用（ . ）
年 月 日	平成 年 月 日
理 由	

様式第10号（第7条関係）

公共下水道一時使用等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

下記により公共下水道一時使用の（開始・廃止）を届け出します。

記

設 置 場 所	秋田市	
使 用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ( 日間)	
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用（ . ）	
使 用 目 的		
排 水	処 理 方 法	
	1 日 平 均 排 水 時 間	時間
	1 日 平 均 排 水 量	m <sup>3</sup>
	総 排 水 量	m <sup>3</sup>



様式第13号 (第12条関係)

下水道使用料減免申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

印

下記の理由により下水道使用料の減免を申請します。

記

設 置 場 所	秋田市
お 客 様 番 号	
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用 ( . )
申 請 理 由	<p>該当事項に○を記入し、証明できる書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護を受けている</li> <li>2 就学援助費を受けている</li> <li>3 特殊教育就学奨励費を受けている</li> <li>4 市民税の減免を受けている</li> <li>5 固定資産税の減免を受けている</li> <li>6 国民健康保険税の減免を受けている</li> <li>7 市営住宅家賃の減免を受けている</li> <li>8 保育料の減免を受けている</li> <li>9 福祉医療費（障害者）を受けている</li> <li>10 福祉年金（老齢年金を除く）を受けている</li> <li>11 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた</li> <li>12 その他</li> </ol>
摘 要	

整理番号

様式第14号 (第12条関係)

下水道使用料減免決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、平成 年度分の下水道使用料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

設 置 場 所	
お 客 様 番 号	
使 用 水	
<input type="checkbox"/> 承認 (1) 減 免 す る 額 (2) 減 免 期 間 平成 年 月 ~ 平成 年 月分まで	

□不承認・却下  
(理由)

(注) 1 減免の理由が消滅したときは、ただちにその旨を管理者に届け出てください。

2 住所を変更した場合は、ただちに届け出てください。

3 減免期間が経過した場合は、あらためて申請が必要になります。

(教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(下水道事業管理者が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏

#### 秋田市上下水道局管理規程第20号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第4項の規定に基づき、指定排水設備工事業者(以下「指定業者」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 指定業者としての指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 秋田県内に営業所があること。
- (2) 社団法人日本下水道協会秋田県支部(以下「県支部」という。)に登録している排水設備工事責任技術者であって、かつ、秋田市に登録しているもの(以下「工事責任技術者」という。)を1人以上有すること。
- (3) 指定の取消処分があった日から2年以上経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に適当と認めたる者は、指定を受けることができる。

(指定の申請)

第3条 指定を受けようとする者は、指定排水設備工事業者申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 従業員名簿
- (3) 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し
- (4) 工事責任技術者の専属雇用を証する書類
- (5) 工事経歴書
- (6) 所有器材調書
- (7) その他管理者が必要と認める書類

(指定)

第4条 前条の申請に基づく指定は、管理者が行う。

2 指定を受けた者には、秋田市指定排水設備工事業者証(様式

第2号。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。

3 指定業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

4 指定業者は、指定工事業者証をき損し、又は紛失したときは、秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書(様式第3号)により、管理者に指定工事業者証の再交付の申請をしなければならない。

(指定業者の責務および遵守事項)

第5条 指定業者は、下水道に関する法令、条例および規程ならびにこの規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事(下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器および水洗便所のタンクならびに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)の工事(新設、増設、改築および撤去の各工事を含む。)をいう。)を施工しなければならない。

2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、秋田市下水道条例第3条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、工事責任技術者の監理の下においてでなければ設計および施工をしてはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定業者の届出)

第6条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指



定排水設備工事業者異動届（様式第4号）を管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者の氏名に変更があったとき。
- (3) 営業所を移転したとき。
- (4) 営業所の住居表示および電話番号に変更があったとき。
- (5) その他管理者が指示したとき。

2 指定業者は、専属する工事責任技術者に変更があったときは、速やかに排水設備工事責任技術者変更届（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

3 指定業者は、営業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した営業を再開するときは、速やかに指定排水設備工事業者廃止等届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。  
（指定の取消し等）

第7条 管理者は、指定業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定期間停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する要件を欠いたとき。
  - (2) 第5条および第6条の規定に違反したとき。
- 2 指定業者は、前項の規定により指定を一定期間停止、又は取消しされたときは、管理者に指定工事業者証を返納しなければならない。

（登録の申請等）

第8条 県支部に登録している排水設備工事責任技術者が、市に登録を申請しようとするときは、排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事責任技術者証の写し
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められた者を登録する。

3 登録した者には、秋田市排水設備工事責任技術者登録証（様式第8号。以下「登録証」という。）を交付する。

4 登録証の有効期間は、5年以内とする。

5 登録証の更新を受けようとする者は、登録証の有効期間満了の日前30日までに、排水設備工事責任技術者登録証更新申請書（様式第9号）に第1項各号に掲げる書類を添えて管理者に提出し、その審査を受けなければならない。

6 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められた者の登録証を更新する。

7 登録事項の変更又は登録の取消しをしようとする者は、排水設備工事責任技術者登録変更等届（様式第10号）に登録証を添えて管理者に提出しなければならない。

8 工事責任技術者は、登録証をき損し、又は紛失したときは、

様式第1号（第3条関係）

指定排水設備工事業者申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

秋田市下水道条例第5条の規定による秋田市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式第11号）により、管理者に登録証の再交付の申請をしなければならない。

（工事責任技術者の兼職の禁止）

第9条 工事責任技術者は、所属する指定業者以外の業者の工事責任技術者を兼ねることができない。

（工事責任技術者の責務および遵守事項）

第10条 工事責任技術者は、下水道に関する法令、条例および規程ならびにこの規程その他管理者が定めるところに従い、職務を誠実に履行しなければならない。

2 工事責任技術者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していることを確認しなければならない。
- (2) 工事は、秋田市下水道条例第3条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (3) 排水設備等の新設等の工事が完了した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

（工事責任技術者の登録の取消し等）

第11条 管理者は、工事責任技術者が前2条の規定に違反したときは、工事責任技術者の登録を一定期間停止し、又は取り消すことができる。

2 工事責任技術者は、前項の規定により登録を停止され、又は取消しされたときは、管理者に登録証を返納しなければならない。

（告示）

第12条 この規程により、指定又は指定の停止もしくは取消しの処分を受けた指定業者については、その都度告示するものとする。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に秋田市指定排水設備工事業者に関する規則（昭和45年秋田市規則第2号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する処分の適用については、なお従前の例による。

記

- 1 登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書）
- 2 従業員名簿
- 3 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し
- 4 工事責任技術者の専属雇用を証する書類
- 5 工事経歴書
- 6 所有器材調書
- 7 その他（ ）

様式第 2 号（第 4 条関係）

水指令第 号

秋田市指定排水設備工事業者証

所 在 地  
 商号又は名称  
 代表者氏名

上記の者を秋田市排水設備工事業者として下記期間指定する。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

記

指定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式第 3 号（第 4 条関係）

秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

指 令 番 号  
 所 在 地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

印

秋田市指定排水設備工事業者証の再交付を下記の理由により申請します。

記

（理 由）

様式第 4 号（第 6 条関係）

指定排水設備工事業者異動届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

指 令 番 号  
 所 在 地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

印

下記のとおり異動になりましたので届け出します。

記

異 動 事 項	新	旧

商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		
所 在 地		
電 話 番 号		

(注) 商号又は名称、代表者名、所在地の異動については、登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書）を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

排水設備工事責任技術者変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

指 令 番 号  
所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

印

下記のとおり専属する排水設備工事責任技術者を変更しましたので届け出します。

記

年 月 日	氏 名	秋田市登録証番号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号

様式第6号（第6条関係）

指定排水設備工事業者廃止等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

指 令 番 号  
所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

印

下記の理由により（廃止・休止・再開）しましたので届け出します。

記

廃 止 等 の 年 月 日	平成 年 月 日
理 由	

様式第7号（第8条関係）

排水設備工事責任技術者登録申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

印

秋田市排水設備工事責任技術者の登録を下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 その他（ ）

様式第8号（第8条関係）

（表）

縦55mm、横90mm

秋田市排水設備工事責任技術者登録証			
氏 名			
生年月日			
住 所			
登録番号	秋田市	第	号
交付年月日	平成	年	月 日
有効期限	平成	年	月 日
秋田市上下水道事業管理者			印

（裏）

縦55mm、横90mm

注 意 事 項	
1	本証の更新を受けようとするときは、日本下水道協会秋田県支部が行う更新講習を受けたのち、管理者が定める日までに登録の更新手続きをしなければならない。
2	本証は、他人に貸与してはならない。
3	本証は、常時携帯し、市職員または工事委託者の要求があるときはこれを提示しなければならない。
4	秋田市指定排水設備工事業者に関する規程第11条第1項による登録の停止または取消されたときは、同条第2項により本証を管理者に返納しなければならない。

様式第9号（第8条関係）

排水設備工事責任技術者登録証更新申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

印

秋田市排水設備工事責任技術者の登録更新を下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し

様式第10号（第8条関係）

排水設備工事責任技術者登録変更等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

登録番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

秋田市排水設備工事責任技術者の（登録の変更・登録の取消し）について届け出します。

記

変 更 事 項		変 更 内 容	
氏 名	新 氏 名		
	旧 氏 名		
	変 更 日	平成 年 月 日	
住 所	新 住 所		
	旧 住 所		
	変 更 日	平成 年 月 日	
勤 務 先	新	商号又は名称	
		所 在 地	
	旧	商号又は名称	
		所 在 地	
	変 更 日		平成 年 月 日

様式第11号 (第8条関係)

## 排水設備工事責任技術者証再交付申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

登録番号

住 所

氏 名

印

電話番号

秋田市排水設備工事責任技術者登録証の再交付を下記の理由により申請します。

## 記

(理 由)

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

## 秋田市上下水道局管理規程第21号

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市の環境衛生の向上をはかるため、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号の規定による処理区域(以下「処理区域」という。)内において既設のくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者および既設の浄化槽を水洗便所に改造しようとする者に対する水洗便所改造資金(以下「資金」という。)の融資あっせんおよび助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「水洗便所」とは、汚水管が公共下水道に連結された水洗便所をいう。

(融資あっせんおよび助成の対象)

第3条 資金の融資あっせんおよび助成の対象は、処理区域内において、既設のくみ取便所(官公署および会社その他の法人等に供するものを除く。)を水洗便所に改造しようとする者又は既設の浄化槽を水洗便所に改造しようとする者とする。

(資格)

第4条 資金の融資あっせんおよび助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、法第11条の3第1項に定める義務期限を超過したものの内相当の理由のないものは対象としない。

- (1) 市で公示した処理区域内における住宅の所有者又は居住者(所有者の承諾を得た場合に限る。)であること。
- (2) 市税の完納者であること。
- (3) 秋田都市計画下水道事業受益者負担金又は秋田市公共下水道事業分担金の滞納がないこと。
- (4) 資金の融資あっせんを受ける場合は、融資を受けた額の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人がいること。

(融資あっせんの額)

第5条 資金の融資あっせんの額は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設のくみ取便所を水洗便所に改造する工事に係る資金の融資あっせんの額は、工事に要した費用の範囲内において、1戸50万円以内とし、1戸1件とする。ただし、別に定める用途に供される建築物(貸家、アパート等をいう。以下同じ。)

で、改造しようとするくみ取便所の数が2以上ある場合は、くみ取便所1につき40万円以内とし、200万円を限度とする。

(2) 既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事に係る資金の融資あっせんの額は、工事に要した費用の範囲内において、1戸25万円以内とし、1戸1件とする。ただし、別に定める用途に供される建築物で、浄化槽の数が2以上ある場合は、浄化槽1につき20万円以内とし、100万円を限度とする。

(3) 地形上、法第10条第1項の排水設備としてポンプ設備を設置しなければ公共下水道に下水を流入させることができない場合において、既設のくみ取便所又は浄化槽を水洗便所に改造する工事と併せて行う当該ポンプ設備を設置する工事に係る資金の融資あっせんの額は、工事に要した費用の範囲内において、40万円以内とする。

(助成金の額)

第6条 資金の融資あっせんを受けずに既設のくみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事(前条第3号のポンプ設備を設置する工事を含む。以下この条において同じ。)を施工する者に対して補助する助成金の額は、2万円(別に定める用途に供される建築物において、資金の融資あっせんを受けずに既設のくみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事を施工する者には、1戸2万円とし、10万円を限度とする。)とする。

(融資あっせん又は助成の申請)

第7条 資金の融資あっせん又は助成を受けようとする者は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書(様式第1号)又は排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 居住者が住宅の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
  - (2) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号。以下「条例」という。)第3条第1項に基づく排水設備等の新設等に関する計画確認の申請と同時に行うものとする。

(融資あっせん又は助成の決定および通知)

第8条 管理者は、前条第1項に規定する資金の融資あっせんの申請があったときは、その可否を決定し、水洗便所改造資金融資依頼書(様式第2号)により金融機関に依頼するものとする。

- 2 管理者は、資金の融資あっせんの結果を、水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 管理者は、前条第1項に規定する助成の申請があったときは、

その可否および金額を決定し、排水設備工事計画確認決定・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 前条第1項に規定する申請を取りやめる者は、水洗便所改造資金融資あっせん・助成金取りやめ届（様式第4号）を管理者に提出するものとする。

（工事の施工）

第9条 前条の規定により金融機関から資金の融資の応諾を受けた者（以下「融資決定者」という。）又は助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、管理者が指定する期間内に工事に着手し、完成させなければならない。

2 前項の工事が完成したときは、排水設備工事完了届を管理者に提出しなければならない。

（融資あっせんおよび助成金の交付の時期）

第10条 管理者は、融資決定者から前条第2項の届出があったときは、条例第4条第1項に規定する検査を行い、合格と認めるときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第5号）により融資決定者に通知するものとする。

2 管理者は、助成金交付決定者から前条第2項の届出があったときは、条例第4条第1項に規定する検査を行い、合格と認めるときは、助成金交付決定者に助成金を交付するものとする。

（融資の機関等）

第11条 融資する機関は、管理者が指定する金融機関とする。

2 融資を受けた額の償還は、既設のくみ取便所を水洗便所に改

造する工事に対し融資を受けた月の翌月から50月以内、既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事に対し融資を受けた月の翌月から25月以内において毎月均等償還の方法によるものとする。

3 融資の利子は、市の負担とする。ただし、延滞した場合は年利14パーセントの割合による遅延利息を支払わなければならない。

（融資あっせん又は助成の決定の取消し）

第12条 管理者は、融資決定者又は助成金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により資金の融資あっせんおよび助成の決定を受けたとき。

(2) 資金の融資あっせんおよび助成の決定を受けてから、申請人の責により1か月を経過しても工事に着手しないとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に秋田市水洗便所改造資金助成規則（昭和47年秋田市規則第7号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日（満 才）  
電話番号

次のとおり水洗便所改造資金の融資あっせんを申請します。

確 認 番 号	※ 年度 第 号	確 認 年 月 日	※平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
借 入 申 込 額	返 済 月 数		
借 入 希 望 月	毎 月 返 済 日		(希望日に○印を付けてください。) 2日 8日 18日
工 事 代 金 額			
改 造 建 築 物 の 区 分	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> アパ ー ト <input type="checkbox"/> 借 家		

（注）※印の欄は、記入しないで下さい。

申 請 者	(申請者と生計を同一としている者を記入してください) 夫、妻、子供( 人)、父、母、その他( 人)		(申請者を含む) 合計 人		
	職業の内容	具体的に記入してください。		営業年数	
	勤務先名 および地位	具体的に記入してください。		勤続年数	
	営業・勤務 先の所在地			電話番号	
の 概 況	毎月の収入(年間平均)		毎月の支出(年間平均)		
	本人	円	家計費	円	
	家族	円	その他の支出計	円	
	その他	円	(内訳)		
	合計	円A	合計	円B	
A-B		円 (その他の収入の内訳)			
保 証 人	氏名	印	満才	申請者との関係	勤務先の地位等
	住所	資産概要			
	氏名	印	満才	申請者との関係	勤務先の地位等
	住所	資産概要			
金 融 機 関	(希望する金融機関名を○で囲み、本支店名を記入してください。)				
	・秋田銀行	・新あきた農業協同組合			
	・北都銀行	・東北労働金庫	( )	) 店を希望します。	
	・秋田信用金庫	・秋田県信用組合			
施 工 業 者	施工業者名 住 所 電 話 番 号				

様式第2号(第8条関係)

水洗便所改造資金融資依頼書

平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

下記のとおり申請がありましたので、秋田市水洗便所改造資金助成規程第8条第1項の規定により、依頼します。

記

受 付 番 号	年度 号
設 置 場 所	秋田市
申 請 者 名	
添 付 書 類	1. 水洗便所改造資金融資あっせん申請書 2. 秋田市水洗便所改造資金借入申込書 3. 本人および保証人の印鑑登録証明書



様式第3号(第8条関係)

水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書

平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

水洗便所改造資金融資あっせんについて、秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程第8条第2項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

なお、融資金額については工事の完了検査後に通知します。

記

融 資 の 可 否	(理由)
確 認 番 号	年度 第 号
設 置 場 所	秋田市
種 別	
取 扱 金 融 機 関	

様式第4号(第8条関係)

水洗便所改造資金融資あっせん・助成金取りやめ届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印

下記の申請を取りやめますので届け出します。

記

確 認 番 号	年度 第 号	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
設 置 場 所	秋田市		
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 融 資(融資希望額 円)		
	<input type="checkbox"/> 助 成 金(助成金額 円)		
備 考			

様式第5号(第10条関係)

水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書

平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程第10条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

確 認 番 号	年度 第 号
設 置 場 所	秋田市
種 別	
融 資 あ っ せ ん 額	
取 扱 金 融 機 関	

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第22号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 (趣旨)

第1条 この規程は、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和51年秋田市条例第19号。以下「条例」という。) 第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額の算定基礎)

第2条 条例第4条の規定による受益者 (条例第2条に規定する受益者をいう。以下同じ。) が負担する負担金 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第75条の規定に基づく受益者負担金をいう。以下同じ。) の額の算定基礎となる土地の面積は、登記簿によるものとする。ただし、これにより難いときは、実測によることができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第5条の規定により公告された賦課対象区域内の土地に係る受益者は、管理者が定める日までに、下水道事業受益者申告書 (様式第1号) を管理者に提出しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が受益者となったときは、当該土地の所有者と連署して提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、受益者のうちから代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による申告がない場合又は申告の内容が事実と異なると認める場合は、申告によらないで申告すべき事項を認定することができる。

(負担金の額等の通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による負担金の額およびその納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書兼納入通知書 (様式第2号) によるものとする。

(納付期日の変更申請)

第5条 前条に規定する納付期日の変更を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金納付期日変更申請書 (様式第3号) を管理者に提出しなければならない。

(負担金の徴収猶予)

第6条 条例第7条の規定による負担金の徴収の猶予期間は、3年を限度とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、一定の期間に限りその期間を延長することがで

きる。

2 負担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書 (様式第4号) を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書 (様式第5号) により受益者に通知する。

4 負担金の徴収の猶予を受けた受益者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金徴収理由消滅届 (様式第6号) を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、前項の提出があったとき又は徴収の猶予の理由が消滅したと認めるときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書 (様式第7号) により受益者に通知し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

(負担金の減免)

第7条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書 (様式第8号) を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書 (様式第9号) により受益者に通知する。

(受益者の変更)

第8条 条例第9条に規定する受益者の変更があったときは、直ちに下水道事業受益者変更届 (様式第10号) を管理者に提出しなければならない。

(納付管理人)

第9条 受益者が、本市に住所、居所、事務所もしくは事業所を有しないとき又は有しなくなったときは、負担金納付に関する事項を処理させるため、本市において独立の生計を営む者のうちから下水道事業受益者負担金納付管理人 (以下「納付管理人」という。) を定めることができる。この場合において、受益者は、直ちに下水道事業受益者負担金納付管理人届 (様式第11号) を管理者に提出しなければならない。

2 受益者は、納付管理人を変更し、又は廃止するときは、下水道事業受益者負担金納付管理人変更・廃止届 (様式第12号) を管理者に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第10条 受益者又は納付管理人が住所等を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者・納付管理人住所等変更届 (様式第13号) を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行前に、秋田都市計画下水道事業受益者負担に

関する条例施行規則（昭和59年秋田市規則第11号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

下水道事業受益者申告書

整 理 番 号

提出日 平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

(土地の所有者) 住 所  
 または 氏 名  
 共有代表者 電話番号

印

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条の規定により次のとおり申告します。

土地の所在	地目	土地の面積(m <sup>2</sup> )	土地所有者以外の受益者（権利者）				
			権利の種類	土地の面積(m <sup>2</sup> )	住 所	氏 名	同意印
備考					納付予定	一括納付	分割納付 ( 回)

様式第2号その1（第4条関係）

平成 年度 下水道事業受益者負担金決定通知書兼納入通知書

〒 -	(通知書番号 )
-----	----------

平成 年 月 日  
 下水道事業受益者負担金について次のとおり決定しましたので通知します。本書のとおり納入してください。

秋田市上下水道事業管理者 印

負 担 金 総 額	円
今 年 度 納 付 額	円

納付内訳（円）

年/月	納付額	年/月	納付額	年/月	納付額	年/月	納付額	年/月	納付額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第2号その2 (第4条関係)

明 細

対 象 土 地 の 所 在	土地の面積 (㎡)	金 額 (円)
計		

口座振替

金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義人	

様式第2号その3 (第4条関係)

受益者負担金及び分担金について

1 賦課の根拠

受益者負担金は、都市計画法第75条および秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により、分担金は、地方自治法第224条および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例第5条の規定により賦課されます。

2 納期限までに納付されなかったとき

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額(100円未満の端数は切り捨てる。)に年14.5%(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.25%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。また、納期限までに納付しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付しないときは滞納処分を受けることになります。

3 受益者を変更する場合

所有権の移転等で受益者に変更があったときは、直ちに上下水道局お客様センターへ連絡のうえ変更の手続きをしてください。

4 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(上下水道事業管理者が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号その4 (第4条関係)

平成 年度

納 入 済 通 知 書

下水道事業受益者負担金及び分担金領収証書  
月分

納 期 限	平成 年 月 日
通 知 書 番 号	
納 付 額	円
延 滞 金 ( 日 )	円
合 計	円
本書の金額を領収いたしました。	領収日付印
秋田市 上下水道局	


下水道事業会計							
通知書番号	氏名						
平成 年度	納期限	平成	年	月	日	納付額 円	
領収日付印	秋田市上下水道事業管理者 様 本書のとおり領収しましたので 通知します。 秋田市下水道事業 出納取扱金融機関等					延滞金 ( 日 )	円
						合 計	円
秋田市下水道事業							

◎この領収書は5年間保存してください。

様式第3号 (第5条関係)

下水道事業受益者負担金納付期日変更申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

下記の理由により受益者負担金の納付期日の変更を申請します。  
記

	変 更 前	変 更 後
納 付 期 間		
納 付 回 数		
理 由		
摘 要		

様式第4号（第6条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

平成 年 月 日付けで決定のあった下水道事業受益者負担金について、下記の理由により平成 年 月末日まで徴収猶予されるよう申請します。

記

土 地 の 所 在	地目	土 地 の 面 積 (㎡)	受益者負担金額 (円)
計			

徴収猶予を申請する土地の所在	地目	土 地 の 面 積 (㎡)	徴収猶予申請金額 (円)
計			

理 由

様式第5号（第6条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 年 月 日付けをもって申請がありました下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

通知書番号

対象となる土地の所在	地目	土 地 の 面 積 (㎡)	受益者負担金額 (円)

承認

徴収猶予する負担金額 \_\_\_\_\_ 円

徴収猶予する期間 平成 年 月末日まで

不承認  
理由

- (注) 1 徴収猶予の承認決定を受けた者は、その理由が消滅したときは、必ず届け出てください。
- 2 受益者や住所を変更したときは、必ず届け出てください。
- 3 徴収猶予期間内において、徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、徴収猶予を取り消すこととなります。

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(上下水道事業管理者が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

下水道事業受益者負担金の徴収猶予の理由が下記のとおり消滅しましたので、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第6条第4項の規定により届け出します。

記

土地の所在	地目	土地の面積(㎡)	受益者負担金額(円)
計			
理 由			
納 付 回 数	<input type="checkbox"/> 一括納付 <input type="checkbox"/> 分割納付(      回)		

様式第7号(第6条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、下記の理由により取消したので通知します。

記

土地の所在	地目	土地の面積(㎡)	受益者負担金額(円)

計			
理由			

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(上下水道事業管理者が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第7条関係)

下水道事業受益者負担金減免申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

平成 年 月 日付で決定のあった下水道事業受益者負担金について、下記の理由により減免を申請します。

記

土 地 の 所 在	地目	土 地 の 面 積 (㎡)	受益者負担金額 (円)
計			

減免を申請する土地の所在	地目	土 地 の 面 積 (㎡)	減免申請金額 (円)
計			

理 由



様式第9号（第7条関係）

下水道事業受益者負担金減免決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 年 月 日付けをもって申請がありました下水道事業受益者負担金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

通知書番号

対象となる土地の所在	地目	土地の面積 (㎡)	受益者負担金額 (円)

承認  
 減免する負担金額 \_\_\_\_\_ 円  
 減 免 率 \_\_\_\_\_ %

不承認  
 理 由 \_\_\_\_\_

- (教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

下水道事業受益者変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

従前の受益者 通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

変更後の受益者 住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

受益者の変更について、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第8条の規定により届け出します。

記

土 地 の 所 在	地目	土地の面積 (㎡)

理 由

様式第11号（第9条関係）

下水道事業受益者負担金納付管理人届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

下記のとおり納付管理人を選任したので、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条の規定により届け出します。

記

納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

様式第12号（第9条関係）

下水道事業受益者負担金納付管理人変更・廃止届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

下記のとおり納付管理人を（変更・廃止）するので、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第2項の規定により届け出します。

記

現 納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
新 納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

様式第13号 (第10条関係)

下水道事業受益者・納付管理人住所等変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号 印

下記のとおり住所等を変更したので、秋田都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規程第10条の規定により届け出します。  
記

届 出 区 分		<input type="checkbox"/> 受 益 者	<input type="checkbox"/> 納付管理人
変 更 前	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
変 更 後	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第23号

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額の算定基礎)

第2条 条例第3条の規定による受益者（条例第2条に規定する受益者をいう。以下同じ。）が負担する分担金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金をいう。以下同じ。）の額の算定基礎となる土地の面積は、登記簿によるものとする。ただし、これにより難いときは、実測によることができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第4条の規定により公告された賦課対象区域内の土地に係る受益者は、管理者が定める日までに、下水道事業受益者申告書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、条例第2条ただし書に規定する地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が受益者となったときは、当該土地の所有者と連署して提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、受益者のうちから代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による申告がない場合又は申告の内容が事実と異なると認める場合は、申告によらないで申告すべき事項を認定することができる。

(分担金の額等の通知)

第4条 条例第5条第3項の規定による分担金の額およびその納付期日等の通知は、下水道事業分担金決定通知書兼納入通知書（様式第2号）によるものとする。

(納付期日の変更申請)

第5条 前条に規定する納付期日の変更を受けようとする受益者は、下水道事業分担金納付期日変更申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第6条 条例第6条の規定による分担金の徴収の猶予期間は、3年を限度とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、一定の期間を限りその期間を延長することができる。

2 分担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、下水道事業分担金徴収猶予申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道事業分担金徴収猶予決定通知書（様式第5号）により受益者に通知する。

4 分担金の徴収の猶予を受けた受益者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく下水道事業分担金徴収猶予理由消滅届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、前項の提出があったとき又は徴収の猶予の理由が消滅したと認めるときは、下水道事業分担金徴収猶予取消通知書（様式第7号）により受益者に通知し、その猶予に係る分担

金を一時に徴収することができる。

(分担金の減免)

第7条 条例第7条第2項の規定により分担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業分担金減免申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道事業分担金減免決定通知書(様式第9号)により受益者に通知する。

(受益者の変更)

第8条 条例第8条に規定する受益者の変更があったときは、直ちに下水道事業受益者変更届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

(納付管理人)

第9条 受益者が、本市に住所、居所、事務所もしくは事業所を有しないとき又は有しなくなったときは、分担金納付に関する事項を処理させるため、本市において独立の生計を営む者のうちから下水道事業分担金納付管理人(以下「納付管理人」という。)を定めることができる。この場合において、受益者は、直ちに下水道事業分担金納付管理人届(様式第11号)を管理者

に提出しなければならない。

2 受益者は、納付管理人を変更し、又は廃止するときは、下水道事業分担金納付管理人変更・廃止届(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第10条 受益者又は納付管理人が住所等を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者・納付管理人住所等変更届(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規則(平成5年秋田市規則第13号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

下水道事業受益者申告書

整理番号

提出日 平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

土地の所有者 住 所
または 氏 名
共有代表者 電話番号

印

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第3条の規定により次のとおり申告します。

Table with columns: 土地の所在, 地目, 土地の面積(m²), 土地所有者以外の受益者(権利者) (権利の種類, 土地の面積(m²), 住 所, 氏 名, 同意印), 備考, 納付予定, 一括納付, 分割納付(回)

様式第2号その1（第4条関係）

平成 年度 下水道事業分担金決定通知書兼納入通知書

〒	—
(通知書番号)	

平成 年 月 日  
 下水道事業分担金について次のとおり決定しましたので通知します。  
 本書のとおり納入してください。

秋田市上下水道事業管理者 印

分 担 金 総 額	円
今 年 度 納 付 額	円

納付内訳（円）

年／月	納付額	年／月	納付額	年／月	納付額	年／月	納付額	年／月	納付額

様式第2号その2（第4条関係）

明 細

対 象 土 地 の 所 在	土地の面積 (㎡)	金 額 (円)
計		

口座振替

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

様式第2号その3（第4条関係）

受益者負担金および分担金について

1 賦課の根拠

受益者負担金は、都市計画法第75条および秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により、分担金は、地方自治法第224条および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例第5条の規定により賦課されます。

2 納期限までに納付されなかったとき

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額（100円未満の端数は切り捨てる。）に年14.5%（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.25%）の割合を乗じて計算した金額に相

当する延滞金を加算して納付しなければなりません。また、納期限までに納付しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付しないときは滞納処分を受けることになります。

3 受益者を変更する場合

所有権の移転等で受益者に変更があったときは、直ちに上下水道局お客様センターへ連絡のうえ変更の手続きをしてください。

4 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号その4（第4条関係）

平成 年度

納 入 済 通 知 書

下水道事業受益者負担金及び分担金領収証書  
月分

納 期 限	平成 年 月 日
通知書番号	
納 付 額	円
延 滞 金 ( 日 )	円
合 計	円
本書の金額を領収いたしました。	領収日付印
秋田市 上下水道局	

下水道事業会計							
通知書番号	氏名						
平成 年度	納期限	平成	年	月	日	納付額	円
領収日付印	秋田市上下水道事業管理者 様 本書のとおり領収しましたので 通知します。 秋田市下水道事業 出納取扱金融機関等	延滞金 ( 日 )	□□□, □□□ 円				
		合 計	円				
秋田市下水道事業							

◎この領収書は5年間保存してください。

様式第3号（第5条関係）

下水道事業分担金納付期日変更申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

下記の理由により分担金の納付期日の変更を申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
納 付 期 間		
納 付 回 数		
理 由		

摘 要

様式第4号(第6条関係)

下水道事業分担金徴収猶予申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電話番号 印

平成 年 月 日付けで決定のあった下水道事業分担金について、下記の理由により平成 年 月末日まで徴収猶予されるよう申請します。

記

土地の所在	地目	土地の面積(m <sup>2</sup> )	分 担 金 額 (円)
計			

徴収猶予を申請する土地の所在	地目	土地の面積(m <sup>2</sup> )	徴収猶予申請金額(円)
計			

理 由

様式第5号(第6条関係)

下水道事業分担金徴収猶予決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 年 月 日付けをもって申請がありました下水道事業分担金の徴収猶予について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

通知書番号

対象となる土地の所在	地目	土地の面積(m <sup>2</sup> )	分 担 金 額 (円)

<input type="checkbox"/> 承認 徴収猶予する分担金額 _____ 円 徴収猶予する期間 平成 ____ 年 ____ 月末日まで		
<input type="checkbox"/> 不承認 理 由 _____		

- (注) 1 徴収猶予の承認決定を受けた者は、その理由が消滅したときは、必ず届け出てください。  
 2 受益者や住所を変更したときは、必ず届け出てください。  
 3 徴収猶予期間内において、徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、徴収猶予を取り消すこととなります。

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。  
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(上下水道事業管理者が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

下水道事業分担金徴収猶予理由消滅届

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

下水道事業分担金の徴収猶予の理由が下記のとおり消滅しましたので、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第6条第4項の規定により届け出します。

記

土地の所在	地目	土地の面積(㎡)	分担金額(円)
計			
理 由			
納 付 回 数	<input type="checkbox"/> 一括納付 <input type="checkbox"/> 分割納付( ____ 回)		



様式第7号（第6条関係）

下水道事業分担金徴収猶予取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

下水道事業分担金の徴収猶予について、下記の理由により取消したので通知します。

記

土地の所在	地目	土地の面積 (㎡)	分 担 金 額 (円)
計			
理由			

- (教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

下水道事業分担金減免申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号 印

平成 年 月 日付けで決定のあった下水道事業分担金について、下記の理由により減免を申請します。

記

土地の所在	地目	土地の面積 (㎡)	分 担 金 額 (円)
計			

減免を申請する土地の所在	地目	土地の面積 (㎡)	減免申請金額 (円)

計			
理 由			

様式第9号（第7条関係）

下水道事業分担金減免決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 年 月 日付けをもって申請がありました下水道事業分担金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

通知書番号

対象となる土地の所在	地目	土地の面積 (㎡)	分 担 金 額 (円)

承認  
 減免する分担金額 \_\_\_\_\_ 円  
 減 免 率 \_\_\_\_\_ %

不承認  
 理 由 \_\_\_\_\_

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

下水道事業受益者変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

従前の受益者 通知書番号 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

変更後の受益者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

受益者の変更について、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第8条の規定により届け出します。

記

土 地 の 所 在	地目	土地の面積 (㎡)
理 由		

様式第11号 (第9条関係)

下水道事業分担金納付管理人届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり納付管理人を選任したので、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第9条の規定により届け出します。

記

納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第12号 (第9条関係)

下水道事業分担金納付管理人変更・廃止届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり納付管理人を(変更・廃止)するので、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第9条第2項の規定により届け出します。

記

現 納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
新 納 付 管 理 人	住 所	
	氏 名	

	電話番号	
--	------	--

様式第13号 (第10条関係)

下水道事業受益者・納付管理人住所等変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

通知書番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

下記のとおり住所等を変更したので、秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程第10条の規定により届け出します。

記

届 出 区 分		<input type="checkbox"/> 受 益 者	<input type="checkbox"/> 納付管理人
変 更 前	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
変 更 後	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

秋田市地域下水道条例施行規程をここに公布する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第24号

秋田市地域下水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備等の設置基準)

第2条 条例第5条第1項の規定により管理者が定める基準は、次によるものとする。

- (1) 汚水ますは、内径又は内のり150ミリメートル以上とし、排水きよの大きさおよび埋設の深度に応じたものとする。
- (2) ごみよけ装置は、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げるものを排出するおそれのある箇所に設けること。
- (3) 沈砂装置は、洗車場等で土砂およびこれに準ずるものを多量に排出する箇所に設けること。
- (4) 取付管に接続する場合は、汚水ますをもって取付管に接続すること。
- (5) 管きよに接続する場合は、汚水ますおよび取付管をもって管きよに接続すること。

(排水設備等の計画の確認)

第3条 条例第6条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請

書（様式第1号）に次の各号による図書を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図（縮尺300分の1以上）
- (3) 縦断面図（縮尺横は計画平面図に準じ、縦は100分の1以上）
- (4) 構造詳細図（縮尺20分の1以上）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、条例第6条第1項の規定による確認をしたときは、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第6条第2項により確認事項を変更しようとする者は、排水設備工事計画変更届（様式第3号）に第1項各号に掲げる図書のうち管理者が必要とする図書を添えて、管理者に提出しなければならない。

4 排水設備工事を取りやめる者は、排水設備工事計画取りやめ届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。  
(排水設備等の工事の完了届出等)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届（様式第5号）によるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する検査済証は、排水設備工事検査済証（様式第6号）によるものとする。  
(除害施設の設置等の届出)

第5条 条例第9条の2の規定による届出は、除害施設設置等届（様式第7号）によるものとする。  
(使用開始等の届出)